

介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者の住みなれた地域での暮らしをサポート

4月スタート

介護保険制度の改正に伴い、区は4月から、介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」)を開始します。総合事業は、主に「要支援」の状態に相当する方を対象として、その人の状態や必要性に合わせていろいろなサービスを提供するものです。
 総合事業の開始により、一部サービス

の手続きが簡素になり、利用者負担額が軽減されます。また、地域における介護予防の活動を支援する取り組みも展開します。高齢者の方々が住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、総合事業を着実に実施していきます。
 ☎ 高齢者支援課高齢者ケア調整担当 ☎3647-9606



総合事業のサービスの種類

① 介護予防・生活支援サービス事業

[対象] 「要支援1・2」に認定された方・「基本チェックリスト」で対象者と判定された方

訪問型サービス

掃除や洗濯など、訪問による日常生活上の支援が受けられます。

通所型サービス

機能訓練など、通いによる日常生活上の支援が受けられます。

② 一般介護予防事業

[対象] 65歳以上のすべての方

一般介護予防教室

マシンやプール、ウォーキングなどのトレーニングや栄養改善、口腔機能向上などのプログラムです。

地域介護予防活動支援事業

5人以上の高齢者で「いきいきサークル」として登録していただくと、運動の講師を年2回派遣するなど、住民主体の介護予防を支援します。

※このほか、「スポーツクラブ利用支援」などの取組みも予定しています。

総合事業の対象者と利用手続き

現在「要支援」認定を受けている方

65歳以上の方で

- ・日常生活に「困りごと」がある方
- ・介護予防に取り組みたい方

※「要介護1」以上の認定を受けている方のサービスの変更はありません。

まずは相談 → 長寿サポートセンター・長寿サポート(一覧は2面参照)または区の窓口 (本人の状態や、利用したいサービスなどを確認します)

認定申請

要介護1~5の方

要支援1・2の方

非該当の方 (改めて窓口で相談)

基本チェックリスト(※)による判定

要支援相当の方 (介護予防・生活支援サービス事業対象者)

自立した生活を送れる方

長寿サポートセンター

予防給付や介護予防・生活支援サービス事業を受けるためのケアプランを作成

長寿サポートセンター

介護予防・生活支援サービス事業を受けるためのケアプランを作成

予防給付と総合事業は併用可

予防給付を利用

予防給付…「要支援1・2」の方に提供される、全国一律基準のサービスで、総合事業に移行しないもの(例:訪問看護・福祉用具貸与など)

総合事業

① 介護予防・生活支援サービス事業 (訪問型・通所型サービス)を利用

② 一般介護予防事業を利用

現在「要支援」でサービス利用中の方 → 詳細は2面へ

※基本チェックリストとは

- 基本チェックリストは、厚生労働省が定めた25の質問項目で生活機能の低下を判定するものです。
- これまでは、「要支援・要介護状態になるおそれのある方」を判定するものとして65歳以上の方すべて(認定者除く)に郵送していましたが、4月からは、「要支援に相当する方(総合事業の対象者)」を判定するものとなり、長寿サポートセンター等の窓口で、対面式で実施します。
- 「訪問型・通所型サービス」のみを利用する方は、基本チェックリストの判定により、サービスを簡便に受け取ることができます。



2/3(水)~5(金)9(火)10(水)12(金) 証明書自動交付機を一部休止 (詳細5面)

今号の主な内容

[2面] 麻しん風しん混合ワクチンの接種 [3面] 江東こどもまつり 協賛企業・団体を募集 [4面] 税の申告はお早めに 確定申告書作成会場は東京国税局(築地)に変更 [7面] 手話通訳者(非常勤)職員募集

